

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される期末手当の支給割合を百分の百六十二・五とすること。（第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係）
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一条関係）
- 三 令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）
- 四 関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第四条関係）